

令和 7 年度 成年後見制度実態調査結果

1、調査対象、回収状況 回収 70 件、81.1%

		調査対象数	回収数	回収率	
ニーズ側	老人福祉施設・事業所	59 件	48 件	81.3	90.7
	障がい者福祉施設・事業所 (病院含む)	7 件	7 件	100	
受け手側	専門職 (行政書士含む)	14 件	10 件	71.4	71.4
	社会福祉法人	7 件	5 件	71.4	

2、調査結果（概要）

ニーズ側

- (1) 調査対象施設等利用者数 . . . 3,671 人 (R3 3,653・H27 3,600)
うち成年後見制度の利用者数 . . . 84 人 (R3 74・H27 47)
- (2) 成年後見制度の利用が必要と思われる方 . . . 869 人 (R3 632・H27 1,706)
財産管理 . . . 742 人 (R3 406・H27 1,075)
虐待被害等 . . . 32 人 (R3 26・H27 46)
法律行為 . . . 50 人 (R3 144・H27 109)
その他 . . . 45 人 (R3 56・H27 476)
- (3) 上記(2)のうち市長申立や第三者後見人が必要な方 . . 73 人 (R3 80・H27 105)

年代別

()は R3

年代	人数(人)	年代	人数(人)
10 代	0 (0)	60 代	14 (8)
20 代	5 (3)	70 代	18 (20)
30 代	3 (0)	80 代	13 (21)
40 代	5 (4)	90 代	9 (17)
50 代	6 (7)		
計			73 (80)

収入別

()は R3

	人数(人)	うち生活保護者数(人)
6 万円未満	11 (16)	
6 万円以上 12 万円未満	42 (30)	
12 万円以上 18 万円未満	8 (3)	
18 万円以上	2 (1)	
不明	10 (30)	
計	73 (80)	21 (26)

市長申立、第三者後見人が必要な方が、73 人、専門職で引き受けられる数が 42 件(うち法人 5 件)であることから、約 31 人の後見人等を確保する必要がある。

(4) 現状の対応

()は R3

- ・ 日常生活自立支援事業を利用 . . . 7 件 (7)
- ・ 施設・ケアマネジャー等 . . . 8 件 (6)
- ・ 親族 . . . 10 件 (11)
- ・ 親族以外 . . . 4 件 (8)
- ・ 生活保護など行政 . . . 11 件 (16)
- ・ 必要なサービスが受けられない . . . 4 件 (4)
- ・ その他 . . . 9 件 (10)
 - ・ 本人が関わりを望んでいないため限定的な関わりをしている
 - ・ 身元保証サービスを利用
 - ・ 高齢の本人がなんとかやっている

制度以外の方法でなんとかつないでいる現状がある。必要なサービスが受けられないケースもあり、早急に対応する必要がある。

(5) 成年後見制度の利用につながない理由 (複数回答)

- ・ 本人、家族が拒否している . . . 22 人 (R3 28・H27 33)
- ・ 手続き関係 . . . 25 人 (R3 27・H27 55)
 - (費用がかかる・手続きが面倒・時間がかかる等)
- ・ 制度利用のタイミングが分からないため進められない . . . 23 (R3 35・H27 70)
- ・ その他 . . . 20 人
 - ・ 日常生活自立支援事業で対応ができているため
 - ・ 家族の協力があるため
 - ・ 身元保証人や保証サービスを利用しているため

利用のタイミングが分からないという理由が多くあることから、支援事業所としても積極的に進められない可能性がある。

(6) 自由記載

1) 費用・手間

- ・制度の利用には費用や申請時の手間がかかるので身近に利用できる制度であればいい。
- ・利用料金の見直し。
- ・いつも手続きに月日を要するという印象がある。

2) 身元保証

- ・身元保証の課題について、成年後見制度を補完する仕組みの検討が必要。
- ・身元保証人がいなく利用したくとも利用ができない。
- ・制度的に身元保証人になる人がいない。
- ・入所申込みをしている方で身元引受人がいないと入所が難しい状況がある。成年後見制度や身元引受人の代わりになる方の仕組みが整うことで、今後の受入がスムーズになるのではないかと。
- ・身元引受、緊急連絡先等に乏しい、又はそれらがとても脆弱な高齢者が増え社会全体の課題になっている中で、成年後見制度の重要性は増していると感じている。特に2番目の連絡先が遠縁や職場等のなる場合は、支援開始時点から制度の活用を提案してもいいかも知れない。
- ・施設入所者は、入所時の契約で身元引受人と身元保証人（身元引受人と別世帯の方）がついており、判断能力が乏しい場合でも家族や親族、場合によって友人などが対応している。入所時に身元引受人と身元保証人を立てる必要があり、これらの方々がいらないからと言って利用を拒むことはできないとされているが、入所後の利用者対応（日々の対応や体調不良時の受診など）を考えると、身寄りがいない場合の入所利用受入は課題である。
- ・設問⑩については、身寄りなし問題が顕在化する世情において制度の理解促進や市民が自分事として捉えられるようにする観点から、①～⑥の取組はいずれも重要であり、行政でも既に力を入れて進められている内容と考える。一方、医療機関および介護保険施設の立場では、成年後見人選任までの期間に適切な療養先へ移動できないことや未払い発生のリスクが大きな課題となっている。特に相続人不在の場合、申立て完了までの医療費・介護サービス費の支払い見通しが立たず、受け入れ困難となるケースがある。また、申立て中に本人が死亡した場合、未収金が回収できず医療機関が負債を抱える事例もみられる。本来、適切な時期に療養先へ移動することは本人の利益であり、病院が本来の役割を維持するためのものも重要である。このような問題に対する例としては、①神奈川県議会での医療費未払い補填制度の課題提起（制度化には至らず）、②四日市市社協による後見制度適用までの“つなぎ支援”としての金銭管理事業などがある。成年後見制度は個人の尊厳保持に不可欠な仕組みである一方、制度適用までの空白期間を補う地域の支援体制が求められる。限定的な代替手段や補填制度の整備により、医療・介護機関の受け入れが進む可能性がある。
- ・現在の（入所者③以降）については、ご本人のサポートをご家族・身元引受人様が担っているため、今のところ不便することはない。身元引受人と言われる、利用者を補佐サポートできる家族との契約で施設利用契約を結んでいるが、正直不安な方もいる。しかし、施設側から「あなたは不安です」とは言えない部分もあり、家族内で気付き相談いただける

【資料5】

とありがたい。家族内ルールや、遺産相続等の問題もあり責任者の身元引受人が変わってほしい、家族内にかわられる人がいなければ「成年後見制度…」ともなかなか家族内のことに割って入るには難しい部分がある。ほとんどの方は入所前に今後が心配なのでとか、身内がいないので後見人を相談される方が多いため施設としても入所後の対応にとっても助かっている。しかし、後見人のできる範囲が決まっているため医療同意等の部分では不安がある。最近その部分をカバーできる代理人の活用も出てきている。

3) 研修の機会の確保

- ・成年後見制度を利用しているケースは少ないのですが、村上市の利用の現状や利用に至るまでの事例などの情報があると身近に感じるように思う。
- ・定期的な勉強会などがあると、制度の活用が望ましいケースがあった場合にスムーズになげることができるのではないかと思います。また、私自身も今後成年後見人としての活動を視野に入れ、社会福祉の研修の受講を始めています。村上市内でもそういった人が増えてくると、実際に成年後見人として活動している方々とも情報交換や協力体制がよりできるようになるのではないかと思います。

4) 体制

- ・成年後見制度の活用をお勧めしているが、実際にはどのタイミングでお勧めしたら良いか判断に迷う。専門の相談窓口設置を希望する。
- ・今後、利用を考える方が増えてくると思われるので、体制が出来ていると説明しやすく専門の方をお願いできる安心感がある。
- ・市の関与により、本人の権利擁護と事業者の安心を両立する体制づくりが望まれる。

5) 制度について

- ・全国的に見ても法人後見を行っている市町村や社協等が増えており村上市でも法人後見を引き受けてもらえたら、身寄りの無い方への対応がスムーズになると思われる。特に在宅ではサービスに繋げるのに苦労されているし、迅速な対応に繋がらず、肝心の高齢者の方にとってマイナスな場面もあるのではと推察される。成年後見制度が4月から後見人選任の簡素化が上がっていたが、制度の周知、手続き、費用負担、申立人は誰が等他にも様々な問題があり、せつかくの制度をもっと市民に広く使いやすくしてもらえたらと思う。
- ・成年後見制度は重要だが、生活全般を支えるには限界がある。

6) その他

- ・福祉サービスを利用している方の大半は、金銭管理や手続きを幼少から家族が行っている。家族でできていることに対して、成年後見人に移行するため手続きの手間や費用をかけてまでやろうと思う人は少数だと思われる。福祉サービスの利用等の開始から利用する仕組みやついでに申請できるような仕組みに変えないと利用しないと思う。
- ・判断能力が低下しているが成年後見制度までに繋がらず、その方の背景や経緯、様々な状況があり、申請までにいかないケースが多い。家族からの要望も少ない。

受け手側（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士）

（１）現在の受任件数・・・70 件（R3 55・H27 30）

（２）今後の受任可能件数・・・37 件（R3 31・H27 21）

（３）受任の打診を受けた際、支障になった点について

①これ以上受任できない・・・3 人

②後見人等になった経験がない・・・1 人

③対応困難な事例だったため・・・5 人

④遠方の事例だったため・・・3 人

⑤その他・・・・・・・・・・4 人

・近しい事例だったため

・仕事等で余裕がなかったため

（４）村上市において第三者後見人の受け皿不足を実感しているか

①実感している・・・5 人（R3 5・H27 4）

②実感していない・・・1 人（R3 0・H27 0）

③分からない・・・4 人（R3 4・H27 5）

①の場合の対策について

・社会福祉協議会等による法人後見等の実施・・・3 人（R3 1・H27 3）

・市民後見人の養成・・・4 人（R3 6・H27 2）

・第三者後見人への公的な報酬助成の範囲の拡大・・・1 人（R3 1・H27 1）

（５）村上市成年後見制度利用支援事業における後見人等への報酬助成を知っているか

・知っている・・・8 人（R3 8・H27 6）

・知らない・・・2 人（R3 1・H27 4）

（５）自由記載

・制度を知らなかったり誤解をしている人もいますので市民向けに本制度を広く P R し、誰もが選択できるような取り組みがほしい。

・成年後見業務においては、担い手のバックアップ体制が必要です。その体制を備えた組織に所属する専門職後見人の存在が社会資源として一定数必要と思う。後見を担っている専門職の年齢構造が気になる。制度利用の今後の需要に見合う、「担い手（専門職、法人、市民等）」と「利用しやすい仕組み」が必要と考える。

・成年後見制度自体についてはかなり多くの方が知っているとの実感がある。実際に利用するとなると、そこには 3 つのハードル①実際に自分たちの事例で成年後見制度を利用するのが果たして適切なのか、②適切であるとして、どのような手順を踏めば後見制度を利

【資料5】

用できるのか、③誰が後見人になる（誰に後見人をお願いすれば良いのか）がある。①②のハードルを効果的に除去するためには、市民の方がワンストップで相談できる専門相談窓口の設置が必要不可欠であり、③のハードルを解決するためには後見人の担い手を広く確保することが必要と思う。そして、法人後見では給源に限界があるため、広く市民後見人の担い手を養成していくことが必要であり、法人後見にだけ頼るべきではないと思う。

- ・ 今後、村上市に加え、関川村でも成年後見制度の需要の増加が予想されるため、第三者後見人の受け皿がさらに不足する可能性がある。弊所でも、専門職が後見人等に就任する必要がある事案については新規の受任を控えている状況であり、後見人等の担い手を確保する必要性が高いと考えている。
- ・ 胎内市では、地域のソーシャルワーカーに対して成年後見制度の研修会が定期的に行われているが、市長申し立てによって制度につながるケースが非常に少ない。理由は様々に考えられるが、自治体による対応に相当に差があるように感じている。市民や制度が必要な人の福祉のために、村上市には、「制度が必要な人を適時制度につなげる」という方向性を継続してほしいと思う。
- ・ 市民後見人の活動の場は単独受任に限らず、社協の法人後見支援員やその他法人の後見支援員など活動の場が増えることで、法人としての受任件数も増やしていける。また、選択肢が多ければ市民後見人も自分にあったスタイルで安心して活動ができるのではないかと考える。また、市民後見人が単独受任するために、佐渡市のような監督人がつかなくても活動できるようなバックアップ体制の構築も必要なところであり、今後の中核機関や権利擁護センター等に期待したい。
- ・ 専門職同士のネットワークや親族後見人のサポートなども権利擁護センターの機能として期待したい。
- ・ 社協がセンターと合わせて中核機関を担う場合には、受任団体でもあるため、受任調整会議はこれまでどおり行政が主体となって行うべきと考える。また受任調整会議にかけられた案件がその後どのようなようになったのかわからないため、報告があると良い。また、市長申し立て以外のケースが受任調整会議にかけられる場合に、どのようなケースがかけられ、また直接専門職等に打診し受任調整を経ないケースがあるのか現状を知りたい。
- ・ 社協以外の法人後見の働きかけや体制整備への助成などがあると良い。
- ・ 成年後見制度の改正が予定されているので、その様子を見ても良いのではないかと。

受け手側（社会福祉法人）

（1）法人後見実施の有無

- ・有・・・1法人（R3 1・H27 0）
- ・無・・・4法人（R3 7・H27 6）

（2）今後の受任可能件数・・・5件

（3）法人後見を実施していない理由（複数回答）

- ・対応できる専門職がない・・・3法人（R3 5・H27 2）
- ・他業務との兼務が難しい・・・4法人（R3 5・H27 4）
- ・法人として法人後見について関心がない・・・0法人（R3 1）
- ・業務に必要な財源確保が難しい・・・1法人

（4）法人内での法人後見の検討の有無

- ・今後検討する予定もない・・・3法人（R3 4・H27 2）
- ・今年度中に検討する予定である・・・0法人（R3 1）
- ・過去に検討したが取り組まないことになった・・・1法人

（5）村上市成年後見制度利用支援事業における後見人等への報酬助成を知っているか

- ・知っている・・・2法人（R3 1・H27 0）
- ・知らない・・・3法人（R3 7・H27 6）

（6）自由記載

- ・身寄りのない方を受任することが多いため、死後事務に苦慮することがある。また比較的若い方の受任を受ける場合も多く、長期間の受任になるため、他の受任に対する余裕が生み出せない。担当（法人後見専門員）できる人材が不足している。